

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更許可等に関する処理方針についての概要

(社) 全日本トラック協会

一般貨物自動車運送業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更許可等の処理について1. 「(8) 法令遵守」、「(10) 許可に付す条件」及び11. 「その他」の中に下記の条文が挿入された。

1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）許可 (8) 法令遵守 (P 3)

- ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
- ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下、社会保険等という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に参加すること。

(10) 許可に付す条件 (P 4)

- ③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に参加する旨の条件を付すること。

11. その他

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、（省略）届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入の徹底を図ること。

附 則（平成20年3月31日 国自貨第223号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする